

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月22日	
条例の題名		三重県魚介類行商営業条例	公 布 日	昭和37年4月1日
条 例 番 号		昭和37年三重県条例第34号	直 近 改 正 日	平成9年3月25日
所管部局課		健康福祉部食品安全課	電 話 番 号	059-224-2343
条例の概要			条例の 類型	規制型
魚介類の行商について必要な事項を条例で定めることにより衛生上の危害を防止し、公衆衛生の向上及び増進をはかるものである。				
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	食品衛生法で許可営業の対象とされない行商を対象に、食品衛生上の危害発生防止を目的としており、また地方的実状にあわせた規制でもあり、現在も妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	食品衛生上の危害発生防止を図るため今後も公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	営業の許可など、権利を規制する条項を含むため条例での規定が必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第14条第1項、同法第2条第2項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	食品衛生上の危害発生防止を目的としており、条例の目的と整合が図られている。	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	関係する法令（食品衛生法）との間において、条例の手段との重複はない。	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正を検討する	現在の規定は、要件のいずれをも満たし改正の必要がないと考えるが、字句修正の対応が必要である。		無
				有効期限に関する規定の有無
				無